

平成23年3月30日

各国公私立大学
各大学共同利用機関法人
各関係研究機関
担当課長 殿

独立行政法人日本学術振興会
総務部 研究者養成課長
大城 功

特別研究員（SPD、PD、RPD）の研究費の受給について（事務連絡）

日本学術振興会特別研究員については、「採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ、研究費の助成等を本会以外から受給することはできない」としているところです。

このたび、「特別研究員－SPD、特別研究員－PD及び特別研究員－RPD」については、特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる研究（共同研究等への参画を含む。）を実施する場合などにおいて、下記の①～③の事項を全て満たす場合に限り、本会以外から助成される研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることを可能とする取扱いとすることに致しましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、特別研究員－DCについては、この取扱いには該当しないので、ご留意下さい。

記

1.対象者

特別研究員－SPD
特別研究員－PD
特別研究員－RPD

2.受給要件（次の①～③の事項を全て満たす場合に限ります。）

- ①科学研究費補助金（特別研究員奨励費）（以下「特別研究員奨励費」という。）の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと（特別研究員としての活動時間のうち、特別研究員奨励費の研究課題に係る研究活動時間が、年間を通じて概ね6割を下回らないこと）
- ②受給しようとする研究費が特別研究員奨励費の研究課題と同一でないこと
- ③研究費を助成する機関が特別研究員による受給を認めていること（注）
（注）特別研究員奨励費以外の科学研究費補助金については、受給することは認められていません。

3.手続き

特別研究員から受入研究者を通じて提出された、別添の「特別研究員研究費受給届（様式15）」について、本会へ送付願います。

提出書類の作成にあたっては、本会ホームページの下記URLからダウンロードする事ができますので、ご利用下さい。

(http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki/yoshiki.html)

4.研究費の管理

研究費の管理に関しては、研究費を助成する機関の取扱いによっては、個人管理、機関管理と異なる場合がありますので、特に機関管理となる場合には貴機関において、その管理の取扱いにご配慮方よろしくお願い致します。

【本件照会先】

日本学術振興会総務部研究者養成課
特別研究員事業担当

電 話：(03) 3263-4998

F A X：(03) 3222-1986